

令和 2 年度茅ヶ崎市一般廃棄物処理実施計画

1 目的

一般廃棄物処理実施計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」の規定に基づき、一般廃棄物処理基本計画の実施のために必要な単年度ごとの事業計画を定めるものである。

2 対象区域

茅ヶ崎市全域

3 計画期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで

4 一般廃棄物の年間の排出量及び処理量の見込み

(1) ごみ

(単位：トン)

区分		排出量及び処理量	
家庭系		6 2, 1 0 2	
事業系		7, 9 9 4	
合計		7 0, 0 9 6	
内訳	燃やせるごみ	4 8, 7 7 0	
	燃やせないごみ	4, 2 7 0	
	大型ごみ・特定大型ごみ・特定粗大ごみ	6 3 8	
	資源物	びん	2, 1 8 0
		かん	8 5 1
		ペットボトル	7 7 2
		古紙類	8, 6 8 8
		衣類・布類	1, 1 7 4
		プラスチック製容器包装類	2, 5 8 4
		廃食用油	8 1
		金属類（指定 1 0 品目）	8 6
使用済小型家電		2	

(2) し尿及び浄化槽汚泥

(単位：キロリットル)

区分	排出量及び処理量
し尿	1, 5 5 9
浄化槽汚泥	7, 6 8 1
合計	9, 2 4 0

5 一般廃棄物の排出抑制、資源化等の方法

- (1) 排出前減量化への取組の促進
- (2) 資源物の適正排出の徹底
- (3) 事業者の責任意識を高める施策の実施
- (4) 三者協調型資源回収制度の推進
- (5) 生ごみ処理容器等の普及と拡大
- (6) 有機性廃棄物の再資源化の検討
- (7) 分別収集品目の拡大についての検討
- (8) ごみにかかわる最新技術及び最新制度の研究

6 廃棄物等の処理の方法

(1) 家庭系ごみ（市収集ごみ）

種類	収集方法		処分方法	市民等排出者の協力義務
	回数	収集者		
燃やせるごみ	週2回	茅ヶ崎市	焼却後、埋立、熔融、焼成又はセメント化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 決められた収集日の早朝から午前8時30分までに自治会指定の集積場所に出す。 ・ 透明又は半透明の袋を使用する。 ・ 集積場所は、利用者が清潔の保持に努める。 ・ 生ごみは、水分をよく切り、袋の口をしっかりとしばる。 ・ 落ち葉や枝木は、袋に入れるか、小さく束ねて、なるべく週の後半に出す。多量の場合は、数回に分ける。 ・ 衣類・布類で、汚れたもの、使い古されたものは、少しずつ他の燃やせるごみと一緒に混ぜる。
燃やせないごみ	隔週に1回	茅ヶ崎市	破碎後、資源化又は焼却（焼却後埋立、熔融、焼成又はセメント化）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 決められた収集日の早朝から午前8時30分までに自治会指定の集積場所に出す。 ・ 透明又は半透明の袋を使用する。 ・ 集積場所は、利用者が清潔の保持に努める。 ・ 枝木・幹（長さ50cm以下で直径10cmを超え20cm以下）は、30cm程度の束にして出す。1回の排出量は3束までとし、量が多い場合は、数回に分ける。 ・ 刃物やガラスなどは、紙などに包み、「注意」と表示する。 ・ 小型家電製品などに入っている乾電池は、取り外し、乾電池の項に従い取り扱う。

蛍光灯	隔週に 1回	茅ヶ崎市	資源化	<ul style="list-style-type: none"> 決められた収集日の早朝から午前8時30分までに自治会指定の集積場所に出す。 購入時の箱などに入れてそのまま出す。 集積場所は、利用者が清潔の保持に努める。 燃やせないごみとは別にして出す。 割れた蛍光灯はほかの燃やせないごみと同じ袋に入れる。
水銀式体温計	隔週に 1回	茅ヶ崎市	資源化	<ul style="list-style-type: none"> 決められた収集日の早朝から午前8時30分までに自治会指定の集積場所に出す。 透明又は半透明の袋を使用する。 集積場所は、利用者が清潔の保持に努める。 燃やせないごみとは別の袋に入れる。
乾電池	隔週に 1回	茅ヶ崎市	資源化	<ul style="list-style-type: none"> 決められた収集日の早朝から午前8時30分までに自治会指定の集積場所に出す。 透明又は半透明の袋を使用する。 集積場所は、利用者が清潔の保持に努める。 燃やせないごみとは別の袋に入れる。
大型ごみ 特定大型ごみ 特定粗大ごみ	随時	委託業者	資源化又は 破碎後に資源化 若しくは 焼却（焼却後埋立、 熔融、 焼成又は セメント化）	<ul style="list-style-type: none"> 電話申し込み後、氏名を記入した茅ヶ崎市収入証紙を貼る。 決められた収集日の早朝から午前8時30分までに指定された場所に出す。 1回につき5点までとする。
びん	隔週に 1回	委託業者	資源化	<ul style="list-style-type: none"> 決められた収集日の早朝から午前8時30分までに自治会指定の集積場所に出す。 集積場所は、利用者が清潔の保持に努める。 中を空にして洗う。 ふたは取り除く。 びん（割れたものを含む）は青色コンテナにねかせて入れる。
かん	隔週に 1回	委託業者	資源化	<ul style="list-style-type: none"> 決められた収集日の早朝から午前8時30分までに自治会指定の集積場所に出す。 集積場所は、利用者が清潔の保持に努める。 中を空にして洗う。 ふたは取り除く。 スプレーかんは、使い切って穴をあけ、必ずガス抜きをする。

				<ul style="list-style-type: none"> つぶさず青色ネットに入れる。 	
ペットボトル	隔週に 1回	委託業者	資源化	<ul style="list-style-type: none"> 決められた収集日の早朝から午前8時30分までに自治会指定の集積場所に出す。 集積場所は、利用者が清潔の保持に努める。 中を空にして洗う。 キャップ及びラベルは取り除く。 つぶして黄色ネットに入れる。 	
古紙類	ダンボール	隔週に 1回	委託業者	資源化	<ul style="list-style-type: none"> 決められた収集日の早朝から午前8時30分までに自治会指定の集積場所に出す。 集積場所は、利用者が清潔の保持に努める。 たたんで、ボール紙や厚紙と一緒に、ひもで十字にしぼって出す。 発泡スチロールが貼り付いている場合は、取り除く。
	飲料用紙パック	隔週に 1回	委託業者	資源化	<ul style="list-style-type: none"> 決められた収集日の早朝から午前8時30分までに自治会指定の集積場所に出す。 透明又は半透明の袋を使用する。 集積場所は、利用者が清潔の保持に努める。 切り開き、洗浄し、乾燥させる。
	新聞(チラシ)	隔週に 1回	委託業者	資源化	<ul style="list-style-type: none"> 決められた収集日の早朝から午前8時30分までに自治会指定の集積場所に出す。 集積場所は、利用者が清潔の保持に努める。 「本・雑誌・雑紙」とは別に分け、ひもで十字にしぼって出す。
	本・雑誌	隔週に 1回	委託業者	資源化	<ul style="list-style-type: none"> 決められた収集日の早朝から午前8時30分までに自治会指定の集積場所に出す。 集積場所は、利用者が清潔の保持に努める。 「新聞・チラシ」とは別に分け、ひもで十字にしぼって出す。
	雑紙	隔週に 1回	委託業者	資源化	<ul style="list-style-type: none"> 決められた収集日の早朝から午前8時30分までに自治会指定の集積場所に出す。 集積場所は、利用者が清潔の保持に努める。 細かいもの(シュレッダーで裁断した紙を含む)は、透明又は半透明の袋を使用する。
衣類・布類	月1回	委託業者	資源化	<ul style="list-style-type: none"> 決められた収集日の早朝から午前8時30分までに自治会指定の集積場所に出す。 透明又は半透明の袋を使用する。 集積場所は、利用者が清潔の保持に努める。 雨天時を避ける。 きれいにする(洗濯する)。 	

プラスチック 製容器包装類	週1回	委託業者	資源化	<ul style="list-style-type: none"> 決められた収集日の早朝から午前8時30分までに自治会指定の集積場所に出す。 透明又は半透明の袋を使用する。 集積場所は、利用者が清潔の保持に努める。 プラマークの表示のあるものを対象とする。 容器（包装類）の中身は使い切り、洗うなどして汚れを取り除く。
廃食用油	月1回	委託業者	資源化	<ul style="list-style-type: none"> 決められた収集日の早朝から午前8時30分までに自治会指定の集積場所に出す。 集積場所は、利用者が清潔の保持に努める。 廃食用油（食用油に限定）を冷ましてから中身の見えるペットボトル（スクリュウキャップ式）に入れ、ふたを閉め、そのまま灰色コンテナに入れる。
金属類（指定 10品目）	月1回	委託業者	資源化	<ul style="list-style-type: none"> 決められた収集日の早朝から午前8時30分までに自治会指定の集積場所に出す。 集積場所は、利用者が清潔の保持に努める。 対象品目は、なべ・やかん・フライパン・スプーン・フォーク・テーブルナイフ・おろし金・餅（魚）焼網・ボウル・ざるの指定10品目とする。 汚れを取り除き、そのまま黄色コンテナに入れる。
使用済小型家 電	随時	茅ヶ崎市	資源化	<ul style="list-style-type: none"> 回収ボックス設置場所の各施設開館時間内に回収ボックス投入口から投入する。 回収ボックス設置場所は、市役所、小出支所、辻堂駅前出張所、ハマミーナ出張所、香川駅前出張所、茅ヶ崎駅前市民窓口センター、萩園市民窓口センター、小和田公民館、鶴嶺公民館、松林公民館、南湖公民館、香川公民館、図書館本館、青少年会館、うみかぜテラス（体験学習センター）、環境事業センター、浜須賀会館、海岸地区コミュニティセンター、小和田地区コミュニティセンター、小出地区コミュニティセンター、コミュニティセンター湘南、茅ヶ崎地区コミュニティセンター、南湖会館、鶴嶺東コミュニティセンター、鶴嶺西コミュニティセンター、高砂コミュニティセンター、松浪コミュニティセンター、イオン茅ヶ崎中央店、イオンスタイル湘南茅ヶ崎とする。

				<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象品目は、30cm×15cmの回収ボックス投入口に入り、奥行き30cm程度の大ききで電気・電池で動くものとする。 ・ 個人情報情報は消去し、電池（バッテリー）は取り外す。 ・ 携帯電話・PHSは回収ボックスの専用の投入口へ、他の品目は投入口（30cm×15cm）から入れる。
--	--	--	--	--

- 備考
- 1 「燃やせるごみ」には、衣類・布類で、汚れたもの及び使い古されたもの、枝木のうち長さ50cm以下で直径10cm以下のもの、並びに飲料用紙パックで内側が茶色のもの及び内側にアルミ箔が貼ってあるものを含む。
 - 2 「集積場所」とは、自治会の申請により定められた廃棄物等集積場所をいう。
 - 3 「燃やせないごみ」には、枝木のうち長さ50cm以下で直径10cmを超え20cm以下のものを含む。
 - 4 「大型ごみ」とは、一般家庭から排出されるごみで、1辺の長さが概ね50cmを超え2m以下のもの（大人2人で持ち運びのできる程度の重さのものに限る）をいう。140cmを超える蛍光灯を含む。
「特定大型ごみ」とは、一般家庭から排出されるごみで、指定品目（安楽椅子、鏡付き化粧だんす、書棚、食器棚、寝台、卓、たんす、机）で一辺の長さが概ね1mを超え2m以下のもの（大人2人で持ち運びのできる程度の重さのものに限る）をいう。
「特定粗大ごみ」とは、一般家庭から排出されるごみで、収集、運搬時に危険性があるもの（ガス調理機器、暖房機器（灯油又はガスを燃料とするものに限る。）、タイヤチェーン（金属製のものに限る）、鉄垂鈴、その他これらに類するもの）をいう。
 - 5 「乾電池」には、ニカド電池、リチウム電池、ニッケル水素電池等の充電式電池及びボタン電池を含まない。これらの電池は、販売店に回収を依頼する。ただし、型式番号がCRまたはBRのボタン電池は「燃やせないごみ」とする。
 - 6 「びん」には、乳白色で中身の見えないもの、農薬・劇薬の入っていたびんを含まない。
 - 7 「ダンボール」には、ボール紙及び厚紙を含む。
 - 8 「飲料用紙パック」には、内側が茶色のもの及び内側にアルミ箔が貼ってあるものを含まない。
 - 9 「衣類・布類」には、汚れたもの又は使い古されたものを含まない。
 - 10 「プラスチック製容器包装類」には、汚れのついているものを含まない。
 - 11 焼却処理後の灰の処分は、市の最終処分場のほか、次のとおり処理をおこなう。
 - (1) 群馬県吾妻郡草津町内の最終処分場に埋立
 - (2) 茨城県鹿嶋市、栃木県小山市、愛知県名古屋市内で熔融処理
 - (3) 埼玉県大里郡寄居町内で焼成処理
 - (4) 山口県宇部市、大分県津久見市でセメント化処理（その他処理先を調整中）

(2) 家庭系ごみ（直接搬入ごみ）

種類	搬入方法		処分方法	市民等排出者の協力義務
	回数	搬入者		
直接搬入ごみ (引越しごみ)	随時	排出者 又は 許可業者	(1) に同じ	<ul style="list-style-type: none"> 排出を抑制し、再使用した後、(1) に準じた分別を行い搬入する。 市の定める日及び時間帯に搬入する。
直接搬入資源物	随時	排出者	(1) に同じ	<ul style="list-style-type: none"> 排出を抑制し、再使用した後、(1) に準じた分別を行い搬入する。 市の定める日及び時間帯に搬入する。

- 備考 1 直接搬入ごみの搬入先は、環境事業センターとする。
 2 直接搬入資源物の搬入先は、寒川広域リサイクルセンター及び茅ヶ崎市資源分別回収協働組合とする。

(3) 事業系ごみ

種類	搬入方法		処分方法	排出事業者の協力義務
	回数	搬入者		
特別に市が収集するごみ	(1) に同じ	(1) に同じ	(1) に同じ	<ul style="list-style-type: none"> (1) に同じ
直接搬入ごみ ((1) のうち、燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、特定大型ごみ及び特定粗大ごみの一部)	随時	排出者 又は 許可業者	家庭系ごみ（市収集ごみ）に同じ	<ul style="list-style-type: none"> 排出を抑制し、再使用した後、(1) に準じた分別を行い搬入する。 市の定める日及び時間帯に搬入する。
(1) 燃やせるごみのうち「生ごみ」等	事業活動に伴い排出される「生ごみ」、「紙くず」、「木くず」の一部については、一般廃棄物収集運搬業許可業者を通して神奈川県藤沢市、愛甲郡愛川町、足柄上郡松田町及び静岡県三島市内において資源化を図る。			
(1) 燃やせるごみのうち「剪定枝」	事業活動に伴い排出される「剪定枝」の一部については、一般廃棄物収集運搬業許可業者を通して神奈川県横浜市、山梨県都留市、富士吉田市及び静岡県三島市内において資源化を図る。			

- 備考 1 「特別に市が収集するごみ」とは、事業活動に伴い排出されるものであって、特別に市が収集し、運搬し、及び処分すると認めたものをいう。
 2 (1) のうち、燃やせないごみ、びん、かん、ペットボトル、古紙類、衣類・布類、プラスチック製容器包装類、廃食用油、金属類（指定10品目）及びその他の産業廃棄物に該当するものについては自己処理とする。

(4) 動物の死体

種類	収集方法		処分方法	市民等排出者の協力義務
	回数	収集者		
動物の死体	随時	排出者 又は 委託業者	焼却処理（焼却 後は埋葬）	<ul style="list-style-type: none"> ダンボール箱等に入れ、必要に応じ市に申し込む。 自ら搬入する場合は、市の定める日及び時間帯に搬入する。

(5) 市と民間事業者との協定等に基づき資源化するごみ

種類	収集方法		処分方法	市民等排出者の協力義務
	回数	収集者		
使用済小型家電	随時	茅ヶ崎市	資源化	<ul style="list-style-type: none"> 回収ボックス設置場所の各施設営業時間内に回収ボックス投入口から投入する。 個人情報情報は消去し、電池（バッテリー）は取り外す。 携帯電話・PHSは回収ボックスの専用の投入口へ、他の品目は投入口（30cm×15cm）から入れる。
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の対象品目	随時	民間事業者	資源化	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者へ回収を直接申し込み、宅配回収サービスなどを利用して引き渡す。

(6) し尿及び浄化槽汚泥

種類	収集方法		処分方法
	回数	収集者	
し尿	20日に1回	委託業者	寒川町美化センターに搬入し、高負荷脱窒素処理後、公共下水道に放流する。
浄化槽汚泥	随時	委託業者	寒川町美化センターに搬入し、高負荷脱窒素処理後、公共下水道に放流する。

なお、一般廃棄物の収集運搬については、一般廃棄物の適正な処理を継続的かつ安定的に実施させるためには既存の許可業者のみで引き続き行うことが適切であるため、一般廃棄物収集運搬業の新規許可は、法令等により新たに必要が生じた場合等を除き行わない。

7 排出禁止物

(1) 有毒性物質を含むもの

- (2) 危険性のあるもの
- (3) 著しく悪臭を発するもの
- (4) 容積又は重量の著しく大きいもの
- (5) 市が行う処理に著しく支障を及ぼすおそれのあるもの

8 施設概要

(1) 焼却施設

施設名	所在地	型式	処理能力
茅ヶ崎市環境事業センター ごみ焼却処理施設	茅ヶ崎市萩園836番地	全連続燃焼式	360 t ／24時間

(2) 破砕及び資源化施設

施設名	所在地	型式	処理能力
茅ヶ崎市環境事業センター 粗大ごみ処理施設	茅ヶ崎市萩園836番地	圧縮・破砕	50 t ／5時間
寒川広域リサイクルセンター	寒川町宮山2524番地	選別・圧縮・梱包	55.5 t ／7.5時間

(3) 最終処分施設

施設名	所在地	埋立容量
茅ヶ崎市堤十二天一般廃棄物 最終処分場	茅ヶ崎市堤1300番地外	186,000立方メートル